

西宮市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、個々のひとり親家庭の状況・ニーズに応じ、自立目標、支援内容等について自立支援計画を策定し、公共職業安定所等と連携することにより、継続的な相談・情報提供機能を充実させ、ひとり親家庭に対する自立・就労支援の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及び「離婚前後親支援事業の実施について」（令和6年3月29日こ支家第198号こども家庭庁支援局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者（以下「ひとり親家庭等の親」という。）とする。ただし、生活保護受給者を除く。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者であって、将来においてひとり親家庭等の親となることを見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

(策定員について)

第4条 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定する。

(1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者

(2) 母子家庭及び父子家庭の福祉の増進に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

なお、策定員については、母子・父子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行う。

2 市長は、第5条に定める事業の実施において、策定員の専門性の向上を図るために、キャリアコンサルタントによる講習会の開催等、策定員に対する必要な研修の実施に努める。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、自立・就労に対する意欲のあるひとり親家庭等の親の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々のひとり親家庭等の親のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うものとする。

(面接の実施等)

第6条 市長は、ひとり親家庭等の親に対し、離婚届の提出時や児童扶養手当の申請時等あらゆる機会をとらえ、母子・父子自立支援プログラム策定事業を周知するとともに、自立・就労に対する意欲があり、母子・父子自立支援プログラム策定事業参加申込書・同意書(様式第1号)を提出した者(以下「支援対象者」という。)に対し、状況・ニーズ等の把握のため個別面接を実施する。

(計画書の作成)

第7条 市長は、個別面接を実施した支援対象者に対し、自立・就労に向けた阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載した母子・父子自立支援プログラム(様式第2号)を作成する。

(公共職業安定所との連携)

第8条 市長は、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に基づき要請書及び個人票Aと、母子・父子自立支援プログラム策定事業参加申込書・同意書及び母子・父子自立支援プログラムを併せて提供することにより、公共職業安定所担当者及び公共職業安定所担当コーディネーターへの引き継ぎを行い、公共職業安定所における支援対象者への面接の実施並びに支援メニューの選定及び実施へつなげるものとする。

2 前項の面接については、支援対象者の希望がある場合には策定員が同席し、支援対象者に最も適した支援メニューの選定に努める。

(支援の継続)

第9条 市長は、適宜、支援対象者及び公共職業安定所担当者との連絡調整を行い、支援対象者の就労等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認するとともに、公共職業安定所から提供された情報等を基に、支援対象者に対し、必要な情報提供を行う。

2 前項の経過については、自立支援計画書に記録し、支援対象者からの再相談に応じられるよう体制を整え、自立・就労への支援の継続を図るものとする。

(関係記録の管理及び秘密の保持)

第10条 市長は、作成した関係記録を適正に管理・保存するとともに、支援対象者の秘密を保持する。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、その職務を行うに当たって、公共職業安定所及び生活保護所管課との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。